

# 浅間山広域避難計画 作成方針

令和3年 浅間山広域避難計画策定業務を受けての追記箇所は「2. 4 広域避難に係る各種対策」。そのほかの修正は、令和2年度業務の報告書のまま記載。

【本資料の作成について】 本作業用コメントは令和2年3月作成時のもの

浅間山火山防災協議会で別途作成を進めている浅間山避難計画素案（LV1－3）とは別に、大規模噴火発生時（噴火警戒レベル4、5）における、浅間山火山防災協議会としての対応を整理していくための、作成方針をとりまとめました。

その際、第3回及び第4回浅間山広域避難検討専門部会での議論及び、浅間山火山防災協議会とその幹事会の書面開催における資料確認等を踏まえ、富士山広域避難計画等の既存事例を参考にしながら作成しています。

なお、作成方針の他に、今年度の調査業務※としている範囲については、現状での調査結果を記載例として併記することで、作成方針のイメージが共有できるように努めています（内容の詳細については引き続き検討することで精度を上げていく）。

（※「浅間山広域避難計画の位置づけに関する調査」「現行体制（情報共有・意思決定）に関する調査」「影響が想定される範囲と避難を要する範囲の調査」「避難開始・解除基準」「作成方針のとりまとめ」）

浅間山火山防災協議会

令和2年3月

## 目次

1 総論 .....	1
1. 1 広域避難計画の策定経緯 .....	1
1. 2 広域避難計画の目的・位置づけ .....	4
2 広域避難計画 .....	13
2. 1 基本方針 .....	13
(1) 対象とする火山現象 .....	13
(2) 計画の前提 .....	13
(3) 影響が想定される範囲と避難を要する範囲の考え方 .....	14
(4) 避難開始・解除基準 .....	15
2. 2 浅間山火山防災協議会等の体制と役割（情報共有と意思決定） .....	16
(1) 浅間山火山防災協議会の構成機関 .....	16
(2) 浅間山火山防災協議会の構成機関の体制と役割 .....	17
(3) 情報伝達体制 .....	24
2. 3 広域避難計画 .....	25
(1) 広域避難計画における避難の概要 .....	25
(2) 火山現象別の避難の考え方 .....	25
(3) 避難対象者の区分 .....	26
(4) 避難対象地域と避難者数の暫定値 .....	27
2. 4 広域避難に係る各種対策 【令和3年度業務での検討を踏まえた記載例】 .....	41
(1) 交通規制 .....	41
(2) 避難行動要支援者への避難支援 .....	51
(3) 一般住民等の安否確認手法 .....	55
(4) 避難所の開設・運営 .....	61
3 今後の検討すべき課題 .....	66



## 2. 4 広域避難に係る各種対策 【令和3年度業務での検討を踏まえた記載例】

大規模噴火が想定される際の、広域避難に係る各種対策を本項に定める。なお、国の指針等の更新、浅間山火山防災協議会が協議や訓練等を通じて必要とした対策は、随時、修正・追記することができる。

### (1) 交通規制

大規模噴火が想定される際の、浅間山火山防災協議会における交通規制の基本的な考え方、各機関の役割等を次に示す。

#### ① 基本的な考え方

大規模噴火が想定される際の交通規制の基本的な考え方として、実施目的、実施基準、規制範囲の基本的な考え方、段階的な交通規制、機関ごとの役割を次に示す。なお、噴火警戒レベル1～3の交通規制は、浅間山避難計画（LV1－3想定）に基づく。

#### ア 実施目的

噴火前、噴火後における交通規制の実施目的は下表のとおり。

表 交通規制の実施目的

実施時期	実施目的
噴火前	<ul style="list-style-type: none"><li>・大規模噴火のハザードマップに基づく避難を要する範囲、又は指定された警戒区域への進入防止</li><li>・広域避難者（車両）に対する可能な限り円滑な交通誘導</li></ul>
噴火開始直後・ 噴火後	<ul style="list-style-type: none"><li>・指定された警戒区域への進入防止</li><li>・緊急交通路への許可車両以外の進入防止</li><li>・被災した道路や二次災害のおそれがある道路への進入防止</li><li>・広域避難者（車両）に対する可能な限り円滑な交通誘導</li></ul>

イ 実施時期ごとの対応

噴火警戒レベルごとの交通規制に係る対応は下表のとおり。

表 交通規制の実施時期と交通規制に係る対応

実施時期	交通規制に係る対応
噴火警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住民等の避難開始に伴う道路交通規制の開始</li> <li>・一般住民等への交通規制等の広報</li> <li>・噴火警戒レベル 5 及び噴火に備えた交通規制の準備 等</li> </ul>
噴火警戒レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路への緊急通行車両や避難する車両以外の車両の流入規制</li> <li>・避難誘導のための交通誘導</li> <li>・渋滞の抑制措置</li> <li>・一般住民等への交通規制等の広報 等</li> </ul>
噴火開始直後・ 噴火後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路への緊急通行車両や避難する車両以外の車両の流入規制</li> <li>・避難誘導のための交通誘導</li> <li>・火山現象別の被災に応じた交通規制</li> <li>・一般住民等への交通規制等の広報 等</li> </ul>

#### ウ 交通規制の規制範囲の基本的な考え方

大規模噴火の火山ハザードマップに基づく避難を要する範囲内、又は警戒区域内を規制範囲とする。このため、規制箇所は、避難を要する範囲内に流入可能な道路交通の要所を道路管理者、警察、市町村、県が火山防災協議会と協議のうえで決定する。このとき、火山ハザードマップが示す影響が及ぶ範囲から規制箇所までに必要となる距離などについて、火山の活動状況を踏まえ、火山専門家や地方気象台等の助言を求めるとともに努める。

但し、降下火砕物（降灰）による車両への影響は、「大規模噴火時の広域降灰対策について-首都圏における降灰の影響と対策- ～富士山をモデルケースに～（報告）令和2年4月（大規模噴火時の広域降灰対策検討WG）」によると、乾燥時10 cm以上、降雨時3 cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能であるため、浅間山火山防災協議会は、大規模噴火のハザードマップに示された降下火砕物（降灰）の影響が及ぶ範囲にある関係機関に情報共有をしたうえで、浅間山火山防災協議会の6市町村より外の規制範囲について協議し、その決定事項は、住民等に周知するものとする。

この他、降下火砕物（軽石）の落下についても、本計画で概定した火口からの落下距離（10 km）を踏まえた注意喚起の実施を検討する。

#### 【参考 規制の必要が想定される道路の例（緊急輸送道路）】

市町村	規制の必要が想定される道路の例
小諸市	上信越自動車道、中部横断自動車道、国道18号、国道141号、県道79号
佐久市	上信越自動車道、中部横断自動車道、国道141号、国道142号、国道254号、県道44号、県道138号
軽井沢町	国道18号（旧道）、国道18号（軽井沢バイパス）、国道146号
御代田町	国道18号、県道9号
長野原町	国道145号、国道146号、国道406号、国道292号
嬭恋村	国道146号、国道144号、県道59号

【参考 大規模噴火の火山ハザードマップと規制箇所(緊急輸送道路の場合)のイメージ】

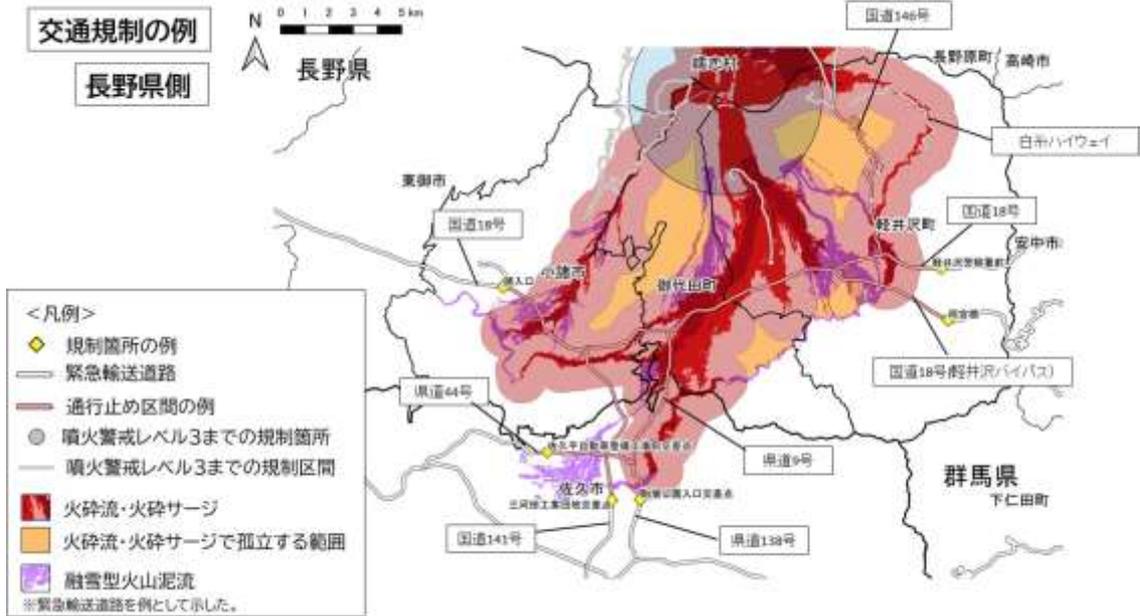


図 大規模噴火の火山ハザードマップと規制箇所イメージ(長野県側)

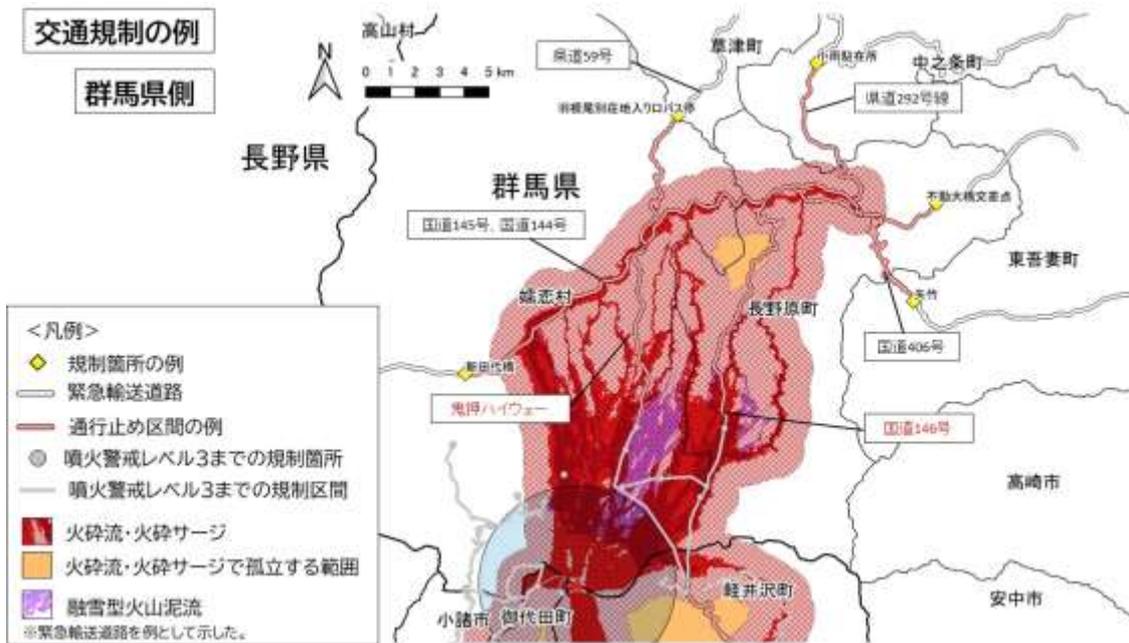
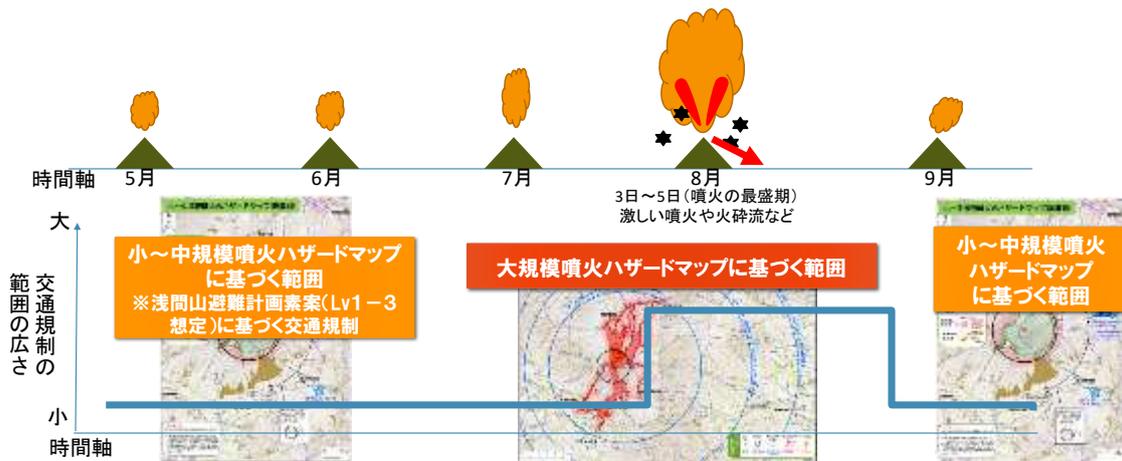


図 大規模噴火の火山ハザードマップと規制箇所イメージ(群馬県側)

エ 段階的な交通規制

天明の噴火（西暦 1783 年）のように、火山活動が段階的にその規模を変化させる場合も想定される。このため、火山の活動状況や噴火警戒レベルの変更に応じて、交通規制の範囲の段階的な拡大・縮小を、火山防災協議会（噴火時には合同会議）で検討・協議して実施することができる。

【参考 火山活動の時系列変化と交通規制範囲の拡大・縮小イメージ】



オ 機関ごとの役割

機関ごとの役割は次の表のとおり。

表 機関ごとの役割に係る基本的な考え方

関係機関	基本的な考え方
道路管理者 及び、警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警戒レベルに応じた交通規制</li> <li>・市町村が警戒区域を設定した際などの必要な交通規制の実施</li> <li>・市町村と協力して、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を実施</li> </ul>
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理道路が火山現象により被災したときは通行止め等の必要な交通規制</li> <li>・規制情報の提供</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制の調整と実施</li> <li>・警戒、広報活動の実施</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住民等の円滑な避難のため、道路管理者及び、警察と協力した避難誘導の実施</li> </ul>

## ② 高速道路等の交通規制

大規模噴火が想定される際の高速道路の交通規制の基本的な考え方と、交通規制の実施基準を次に示す。なお、噴火警戒レベル1～3の交通規制は、浅間山避難計画（LV1～3想定）に基づく。

### ア 基本的な考え方

避難経路となりうる高速自動車道及びその他の自動車専用道路（以下、高速道路等という）は、「上信越自動車道、中部横断自動車道、鬼押ハイウェイ、白糸ハイランドウェイ」とする。但し、鬼押ハイウェイと白糸ハイランドウェイは、噴火警戒レベルが段階的に3から4以上になった場合、浅間山避難計画（LV1～3想定）に基づく交通規制が噴火警戒レベル3時点で既に実施済みであることが想定される。その場合は、大規模噴火を想定した規制範囲内からの人員の撤退と、規制範囲外に新たに設けられる規制箇所への人員の再配置等の必要な対応にあたるものとする。

大規模噴火が想定される際の高速道路における交通規制の実施に係る基本的な考え方は下表のとおり。

表 機関ごとの役割に係る基本的な考え方

関係機関	基本的な考え方
東日本高速道路 （株）関東支社 佐久管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理道路が火山現象により被災したときは通行止め等の必要な交通規制</li> <li>・迂回路の検討</li> <li>・規制情報の提供</li> </ul>
（株）プリンス ホテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嬭恋村役場・長野原警察署からの指示による一般自動車道の閉鎖に関する現地人員の撤退</li> </ul>
（株）白糸 ハイランドウェイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模噴火を想定した規制範囲内からの現地人員の撤退</li> <li>・交通規制の継続</li> </ul>
道路管理者 及び、警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速自動車道等に繋がる道路について、連携した交通規制の実施</li> <li>・一般住民等の避難誘導の実施</li> </ul>
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野原警察署は、嬭恋村役場と協力して（株）プリンスホテルへの一般自動車道の閉鎖の指示に関する現地人員の撤退を指示</li> <li>・公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を実施</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嬭恋村役場は、長野原警察署と協力して（株）プリンスホテルへの一般自動車道の閉鎖の指示に関する現地人員の撤退を指示</li> </ul>

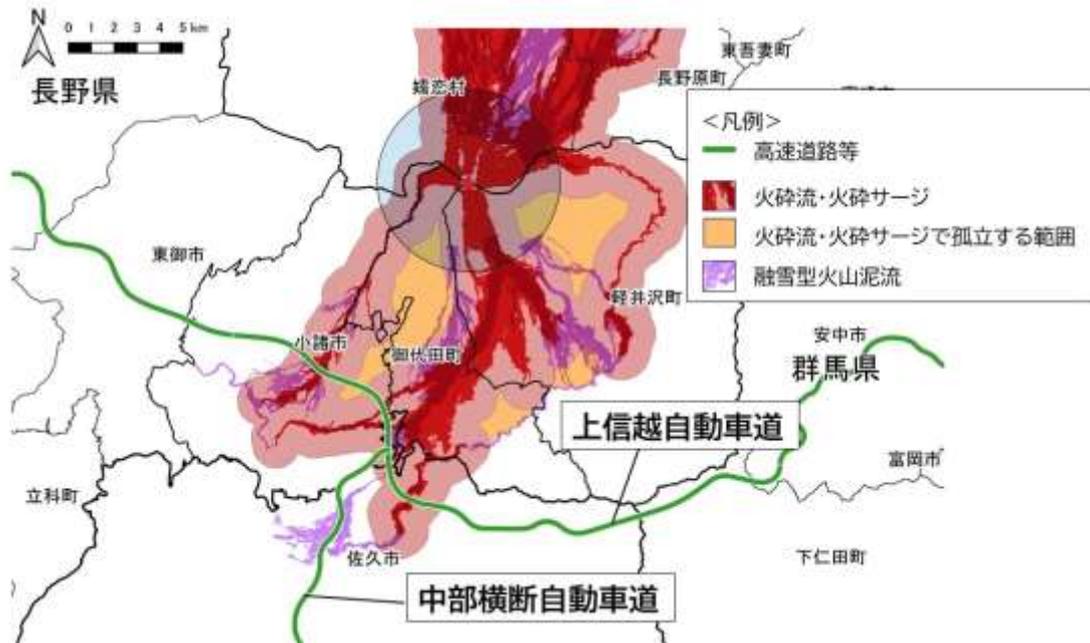


図 大規模噴火の火山ハザードマップと高速道路の位置

イ 交通規制の実施基準

大規模噴火が想定される際の交通規制の実施基準と対応は下表のとおり。

表 高速道路の交通規制の実施基準と対応

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒 レベル4	(必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住民等の避難開始に伴う道路交通規制の開始</li> <li>・一般住民等への交通規制等の広報</li> <li>・噴火警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>・火山現象により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制 等</li> </ul>	東日本高速道路(株)関東支社佐久管理事務所
噴火警戒 レベル5	(必要に応じて) 避難指示の発令や警戒区域の設定がされた区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路への緊急通行車両や避難する車両以外の車両の流入措置</li> <li>・避難誘導のための交通誘導</li> <li>・渋滞の抑制措置</li> <li>・一般住民等への交通規制等の広報 等</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>・火山現象により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制 等</li> </ul>	東日本高速道路(株)関東支社佐久管理事務所
噴火開始 直後・ 噴火後	避難指示の発令や警戒区域の設定がされた区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導のための交通誘導</li> <li>・火山現象別の被災に応じた交通規制</li> <li>・一般住民等への交通規制等の広報 等</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め</li> </ul>	東日本高速道路(株)関東支社佐久管理事務所

### ③ 鉄道の運行規制

大規模噴火が想定される際の鉄道の運行規制の基本的な考え方と、実施基準を次に示す。なお、噴火警戒レベル1～3で運行規制がある場合は、浅間山避難計画（LV1～3想定）に基づく。

#### ア 基本的な考え方

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努める。

浅間山周辺では、JR北陸新幹線、JR吾妻線、JR小海線、しなの鉄道線があり、観光客等の流入による不要な混乱を防ぐなどのため、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

表 機関ごとの役割に係る基本的な考え方

関係機関	基本的な考え方
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時は、広域避難計画に基づき予め運行規制の実施と振替輸送方法の検討</li> <li>・噴火時等は、浅間山火山防災協議会（又は合同会議）への鉄道運行規制等の情報提供</li> </ul>
浅間山火山防災協議会（又は合同会議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅間山火山防災協議会（又は合同会議）で合意した、火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報の、鉄道事業者への提供</li> <li>・降下火砕物（降灰）の影響が及ぶ範囲が広域にわたるため、風下側の鉄道事業者への情報提供及び、運行状況の確認</li> </ul>

#### イ 運行規制の実施基準

大規模噴火が想定される際の運行規制の実施基準と対応は下表のとおり。

表 鉄道の運行規制の実施基準と対応

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒レベル4以降	（必要に応じて）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知</li> <li>※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制</li> </ul>
噴火開始直後・噴火後	避難指示の発令や警戒区域の設定がされた地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（状況に応じて）運行休止</li> <li>※降下火砕物（降灰）による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制</li> </ul>

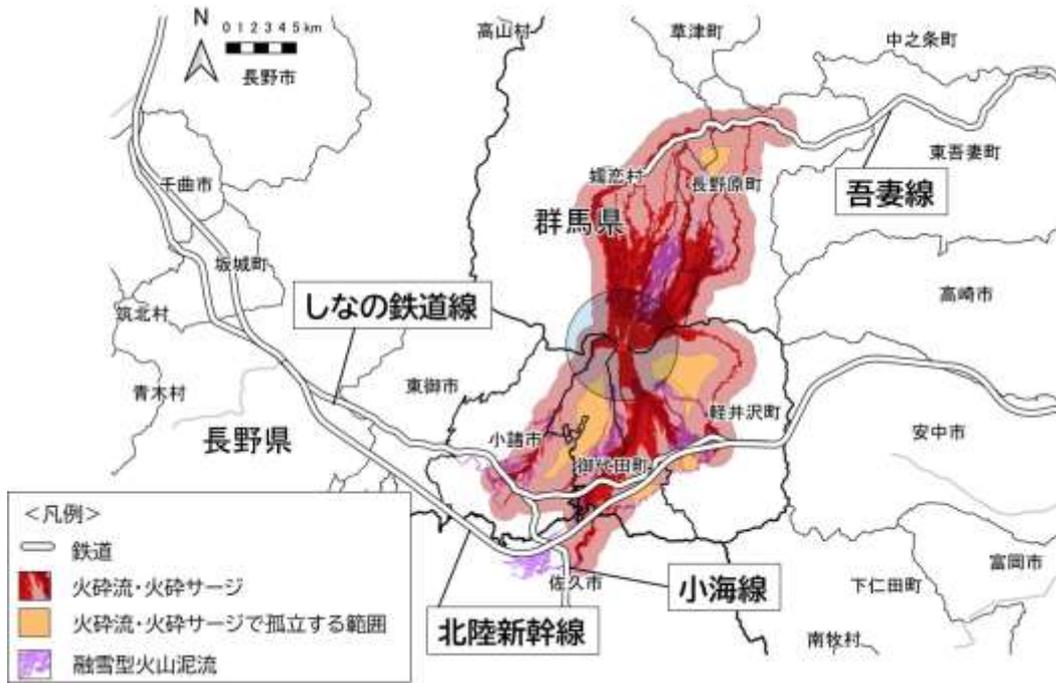


図 大規模噴火の火山ハザードマップと鉄道の位置

(2) 避難行動要支援者への避難支援

大規模噴火が想定される際の、浅間山火山防災協議会における避難行動要支援者の避難支援に係る基本的な考え方や、各機関の役割等を次に示す。なお、噴火警戒レベル1～3で避難行動要支援者の避難支援が必要な場合は、浅間山避難計画（LV1－3想定）に基づく。

避難行動要支援者の避難支援にあたり、地方公共団体ごとの地域防災計画の他、長野県要配慮者防災・避難マニュアル策定指針や、群馬県災害時保健医療福祉活動指針等がある場合は、それらとも調和的な対応を実施する。

① 避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難

大規模噴火が想定される際の避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難に係る基本的な考え方を次に示す。

ア 基本的な考え方

避難行動要支援者及び社会福祉施設・医療機関（以下、「社会福祉施設等」という。）の入所者・入院患者は、避難に時間を要することから、市町村が発令する高齢者等避難又は、噴火警戒レベル4を目安に避難を開始する。避難行動要支援者及び社会福祉施設等の避難に係る基本的な考え方は下表のとおり。

表 避難行動要支援者及び社会福祉施設等の入所者・入院患者の避難の基本的な考え方

実施時期	関係機関等	基本的な考え方
噴火警戒 レベル4 以降	避難行動要支援者	・避難行動要支援者は、家族・親戚、民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者による避難支援を、社会福祉施設等の入所者・入院患者は、施設の避難支援を受けて避難する。
	社会福祉施設等	・入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう、早目の避難の準備を行う。
	市町村	・避難行動要支援者等の避難が円滑に実施できるよう、避難の準備を行う。 ・避難行動要支援者等の避難開始にあたっては、福祉避難所の開設、個別避難計画に基づく避難支援、避難に係る受入れ調整を行う。
	県	・市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チーム等の派遣の他、県外の専門家チームの派遣を積極的に要請する。

② 避難行動要支援者への避難支援

大規模噴火が想定される際の避難行動要支援者への避難支援に係る基本的な考え方を次に示す。

ア 基本的な考え方

市町村は平常時において、避難行動要支援者等の個別避難計画の作成、関係者（町内会等、消防団、民生委員、福祉タクシー事業者、地元企業等）と連携して避難支援体制を構築し、避難を要する範囲外に福祉避難所を指定する。また、市町村は、県と連携しながら市町村外の避難先も調整・指定する。避難行動要支援者への避難支援に係る基本的な考え方は下表のとおり。

表 避難行動要支援者への避難支援の基本的な考え方

実施時期	対応機関	実施内容
噴火警戒レベル4以降	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難対象者及び関係者への避難の連絡（高齢者等避難）</li> <li>福祉避難所への情報伝達（開設準備等の要請）</li> <li>避難行動要支援者の輸送</li> <li>避難行動要支援者の避難に係る受入調整</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の避難に係る受入調整</li> </ul>

【参考 群馬県災害時保健医療福祉活動指針が定義する保健医療福祉活動チーム等】

災害派遣医療チーム（DMAT）	日本医師会災害医療チーム（JMAT）
日本赤十字社等の医療・救護班	歯科医師チーム
薬剤師チーム	看護師チーム
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）
災害派遣福祉チーム（DWAT）	その他の災害応急対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	

（出典：群馬県災害時保健医療福祉活動指針、群馬県健康福祉部、平成30年3月）

**【参考 長野県と群馬県の災害派遣福祉チーム DWAT】**

厚生労働省は、すべての都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及び、災害派遣福祉チーム（DWAT）の設置を目指し「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン（平成30年5月）」を策定した。下記に長野県と群馬県の災害派遣福祉チームを示す。

長野県災害派遣福祉チーム

（長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会設置要項、令和3年4月1日）

長野県社会福祉法人経営者協議会	長野県救護施設協議会
一般社団法人長野県高齢者福祉事業協会	長野県老人保健施設協議会
特定非営利活動法人長野県宅老所・グループホーム連絡会	長野県身体障害者施設協議会
一般社団法人長野県知的障がい福祉協会	一般財団法人長野県児童福祉施設連盟
公益社団法人長野県社会福祉士会	公益財団法人長野県介護福祉士会
長野県精神保健福祉士協会	特定非営利活動法人長野県介護支援専門員協会
一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会	特定非営利活動法人長野県相談支援専門員協会
公益社団法人長野県看護協会	一般社団法人長野県助産師会
一般社団法人長野県保育連盟	社会福祉法人長野県社会福祉協議会

群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書（平成30年4月24日）

協定締結者	
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会	群馬県医療ソーシャルワーカー協会
別記団体	
群馬県社会福祉法人経営者協議会	群馬県社会福祉士会
群馬県介護福祉士会	群馬県精神保健福祉士会
群馬県介護支援専門員協会	群馬県ホームヘルパー協議会
群馬県老人福祉施設協議会	群馬県身体障害者施設協議会
群馬県知的障害者福祉協議会	群馬県精神障害者社会復帰協議会
群馬県社会就労センター協議会	群馬県救護施設協議会
群馬県保育協議会	群馬県児童養護施設連絡協議会
群馬県乳児福祉協議会	群馬県母子生活支援施設協議会
ぐんま子育て支援センター連絡会	

③ 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援

大規模噴火が想定される際の社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援に係る基本的な考え方を次に示す。

ア 基本的な考え方

社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援は、原則として社会福祉施設等が行う。

社会福祉施設等は、平常時において、入所者・入院患者の避難計画を予め作成し、入所者・入院患者の避難先となる施設・機関や輸送手段を確保するなどしておく。また、市町村外にある施設と入所者・入院患者の受入に関する協定を予め締結するなど、避難先を確保しておくことが望ましい。避難先となる施設を確保できない場合は、ホテル・旅館等への避難も検討する。

火山活動が活発になったことが火山防災協議会の協議で合意が得られた際には、市町村が社会福祉施設等に連絡をし、社会福祉施設等は、噴火警戒レベル4への引き上げに備え、入所者・入院患者の避難が円滑に実施できるよう避難の準備を行う。

県及び避難実施市町村は、社会福祉施設等から支援要請があったときは、避難先となる施設や輸送手段の確保について支援を行う。

表 社会福祉施設等の入所者・入院患者への避難支援の基本的な考え方

実施時期	対応機関	実施内容
噴火警戒 レベル4 以降	社会福祉施設等	・社会福祉施設等の避難計画に基づく入所者・入院患者の避難
	市町村	・社会福祉施設等への噴火警戒レベル引き上げの情報伝達 ・社会福祉施設等からの要請に応じた、避難先となる施設や輸送手段の確保の支援
	県	・社会福祉施設等からの要請に応じた、避難先となる施設や輸送手段の確保の支援

### (3) 一般住民等の安否確認手法

大規模噴火が想定される際の、浅間山火山防災協議会における一般住民等の安否確認手法に係る基本的な考え方や、各機関の役割等を次に示す。ここでいう一般住民等とは、一般住民及び避難行動要支援者のことをいう。なお、噴火警戒レベル1～3で安否確認が必要な場合は、浅間山避難計画（LV1－3想定）に基づく。

#### ① 一般住民等の安否情報の確認

大規模噴火が想定される際の一般住民等の安否情報の確認に係る基本的な考え方や関係機関の対応を次に示す。

##### ア 基本的な考え方

一般住民等の安否情報の確認は原則として避難実施市町村が行う。このとき避難者は県外等にもいることが想定されるため、消防庁の安否情報システムを活用する。一般住民等の安否情報の確認に係る基本的な考え方は下表のとおり。

表 一般住民等の安否情報の確認に係る基本的な考え方

関係機関	基本的な考え方
自治会・町内会等の地縁組織	・一般住民等の安否情報をできるだけ把握して避難実施市町村に報告
避難実施市町村	・自治会・町内会等からの安否情報の集約 ・集約した安否情報の県への報告
広域避難者の受入市町村	・受入避難所に収容する避難者の情報を把握し、避難実施市町村と協力して、消防庁の安否情報システムに入力
県	・国や全国知事会を通じて、他の都道府県や市町村に避難した一般住民等の情報収集や消防庁の安否情報システムの利用開始の届出 ・市町村ごとに一般住民等の安否情報の集約

【参考 総務省消防庁の安否情報システム <https://fdmaanpi.anpiinfo.fdma.go.jp/>より】



イ 各機関の対応

各関係機関の対応事項は下表のとおり。

表 一般住民等の安否確認に係る対応事項

実施時期	対応機関	実施内容
噴火警戒 レベル4 以降	自治会・町内会等 の地縁組織	・避難実施市町村への一般住民等の安否情報（避難先） の報告
	避難実施市町村	・自治会・町内会等への一般住民等の安否確認の照会 ・自治会・町内会等への一般住民等の避難先の確認 ・受入市町村と協力して、消防庁の安否情報システムへ の入力
	広域避難者の 受入市町村	・受入避難所の避難者の情報を把握 ・避難実施市町村と協力して、消防庁の安否情報システ ムへの入力
	県	・国、全国知事会を通じて、他の都道府県や市町村に避 難した一般住民等の情報提供及び消防庁の安否情報 システムの利用開始の届出 ・報道機関を通じ、全国の自主避難者に対し避難先の市 町村への届出を呼びかけ ・避難実施市町村が把握している一般住民等の安否情 報の集約

## ② 避難未実施者の捜索・救助

大規模噴火が想定される際の避難未実施者の捜索・救助に係る基本的な考え方や関係機関の対応を次に示す。

### ア 基本的な考え方

避難未実施者は、一般住民等の他、観光客もいることから広く関係機関に照会をかけて捜索し、警察・消防・自衛隊等と協力した捜索・救助が必要となる。なお、救助活動を行う機関は、避難行動要支援者の救助を優先し、自力で避難が可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。避難未実施者の捜索に係る基本的な考え方は下表のとおり。

表 避難未実施者の捜索に係る基本的な考え方

関係機関	基本的な考え方
自治会・町内会等の地縁組織	・市町村からの避難未実施者の照会への協力
避難実施市町村	・設定した警戒区域に避難未実施者が残っていないかの確認 ・自治会・町内会等の地縁組織等が把握している避難未実施者の状況の照会 ・警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告
受入市町村	・捜索・救助に関する応援について関係機関との調整の実施 ・避難未実施者に関する情報の集約

イ 各機関の対応

各関係機関の対応事項は下表のとおり。

表 避難未実施者の捜索・救助に係る各機関の対応事項

実施時期	対応機関	実施内容
噴火警戒 レベル4 以降	自治会・町内会等 の地縁組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難未実施者の把握及び、避難実施市町村への一般住民等の安否情報の報告</li> <li>・避難未実施者への避難の呼びかけ</li> <li>・必要に応じ、避難実施市町村への救助要請</li> </ul>
	避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町内会等の地縁組織等が把握している避難未実施者の状況の照会</li> <li>・避難未実施者の把握</li> <li>・警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助の実施</li> <li>・避難未実施者に関する情報の収集及び県への報告</li> <li>・県への避難未実施者の救助の支援要請（自衛隊の派遣要請依頼等）</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施市町村が把握している避難未実施者情報の集約</li> <li>・避難実施市町村の要請に基づく自衛隊への派遣要請</li> <li>・職員動員による救助活動の支援</li> <li>・救助活動の総合調整</li> </ul>
	警察・消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施市町村と協力して避難未実施者の捜索及び救助の実施</li> </ul>
	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の要請に基づく救助活動の実施</li> </ul>

③ 負傷者等への医療救護対応

大規模噴火が想定される際の負傷者等への医療救護対応に係る基本的な考え方や関係機関の対応を次に示す。

ア 基本的な考え方

避難実施市町村、県、医療機関等が連携しながら負傷者等への医療救護対応を行う。関係機関の役割に係る基本的な考え方は下表のとおり。

表 負傷者等への医療救護対応に係る基本的な考え方

関係機関	基本的な考え方
避難実施市町村	・ 避難時等に負傷者や病人が発生した場合、医療機関と連携して医療救護活動を行う。
県	・ 大量の負傷者や病人等が発生して医療機関が混乱するおそれがある場合、県の医療救護計画等※で定める適切な医療救護活動を行う。 ・ 医療機関の状況を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。 ※群馬県災害時保健医療福祉活動指針、長野県災害医療活動指針等に基づく対応を想定
医療機関	・ 医療救護活動に当たっては、災害派遣医療チーム DMAT 等と連携しながら、必要に応じてトリアージを行うなど、効率的な活動に努める。

【参考 広域災害救急医療情報システム:EMIS】

システム概要には「災害時に被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。」と説明されている。



(出典：広域災害救急医療情報システムホームページより)

イ 各機関の対応

各関係機関の対応事項は下表のとおり。

表 負傷者等への医療救護対応に係る各機関の対応事項

実施時期	対応機関	実施内容
噴火警戒 レベル4 以降	避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の供給が不足するおそれがある場合、県にあっせんの要請</li> <li>・避難の過程で負傷者等が発生した場合、医療機関と連携した医療救護対応</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の負傷者等が発生し医療機関が混乱した場合、県の医療救護計画等※で定める体制の中で適切な医療救護活動の実施</li> <li>※群馬県災害時保健医療福祉活動指針、長野県災害医療活動指針等に基づく対応を想定</li> <li>・医療機関の状況を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握</li> <li>・医療機関の状況や市町村等の要請に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等による応援の派遣等の実施</li> <li>・避難の過程で負傷者等が発生した場合、医療機関と連携した医療救護対応</li> </ul>
	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、避難実施市町村と協力して負傷者等発生時の医療救護対応</li> <li>・効率的な医療救護活動のため、必要に応じてトリアージの実施</li> </ul>

#### (4) 避難所の開設・運営

大規模噴火が想定される際の、浅間山火山防災協議会における避難所の開設・運営に係る基本的な考え方や、各機関の役割等を次に示す。なお、噴火警戒レベル1～3で避難所等の開設・運営が必要な場合は、浅間山避難計画（LV1～3想定）に基づく。

##### ① 避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設

大規模噴火が想定される際の避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設に係る基本的な考え方や関係機関の対応を次に示す。

##### ア 基本的な考え方

避難実施市町村は、避難情報を発令した際、火山災害の影響が及ばない自市町村内の指定避難所を開設して避難者を受け入れる。避難所への一般住民等の割り振りは、可能な限り、自治会・町会等の地縁組織単位で行うように調整するとともに、避難所が不足する場合は、指定避難所以外の施設を避難所として開設するよう努める。

このとき、火山災害は噴火発生前の事前避難が必要であることから、親戚・知人宅等への自主避難の呼びかけも、市町村ごとに必要に応じて実施することを検討する。

##### イ 各機関の対応

各関係機関の対応事項は下表のとおり。

表 避難実施市町村による自市町村内の避難所の開設に係る各機関の対応

実施時期	対応機関	実施内容
噴火警戒 レベル4 以降	避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難所の開設</li><li>・ 開設した避難所情報の一般住民等への広報</li><li>・ 避難者の受入状況の把握及び県への報告</li><li>・ 自主避難者の情報収集及び県への報告</li></ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難所の開設状況の集約</li><li>・ 開設している避難所情報の広報支援</li><li>・ 広域避難者の受入状況及び自主避難者の避難状況の集約</li></ul>

② 広域避難者の受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設

大規模噴火が想定される際の広域避難者の受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設に係る基本的な考え方や関係機関の対応を次に示す。

ア 基本的な考え方

避難実施市町村と広域避難者の受入市町村との間で、事前の協議や協定等の締結を行う。噴火のおそれや噴火時等には、事前の協議等に基づく対応にあたるものとする。

その際、大量の自家用車等での広域避難が想定されるため、避難実施市町村は広域避難者の受入市町村とともに、自家用車等が駐車可能な一時集結地及び受入避難所のリストを確認する。関係機関の役割に係る基本的な考え方は下表のとおり。

表 広域避難者の受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設に係る基本的な考え方

関係機関	基本的な考え方
避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警戒レベル4に引き上げられたときや、浅間山火山防災協議会において火山活動が活発化したことが認められたときには、受入市町村に受入避難所の開設準備を依頼する。</li> <li>・広域避難の必要が認められ、避難情報を発令する際は、広域避難者の受入市町村に受入避難所の開設を要請する。</li> </ul>
広域避難者の受入市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火警戒レベル4に引き上げられたときや、浅間山火山防災協議会において火山活動が活発化したことが認められたときには、避難実施市町村からの連絡を受けて受入避難所の開設準備を行う。</li> <li>・避難実施市町村が避難情報を発令し、広域避難が開始されるとき、受入れ避難所を開設する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況等を集約する。</li> </ul>

イ 各機関の対応

各関係機関の対応事項は下表のとおり。

表 広域避難者の受入市町村による一時集結地及び受入避難所の開設に係る  
各機関の対応事項

実施時期	対応機関	実施内容
噴火警戒 レベル4 以降	避難実施市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難者の避難先となる受入市町村及び一時集結地の指示（高齢者等避難、避難指示等）</li> <li>・一時集結地、受入避難所及び受入市町村への職員派遣</li> <li>・一時集結地及び受入避難所の開設準備及び開設</li> </ul>
	広域避難者の 受入市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時集結地等の施設管理者に対する使用許可の申請</li> <li>・一時集結地及び受入避難所への職員派遣</li> <li>・一時集結地及び受入避難所の開設準備及び開設</li> <li>・広域避難者の避難先となる受入避難所の調整及び決定</li> <li>・受入避難所ごとの広域避難者の把握及び県への報告</li> <li>・一時集結地の運営</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、一時集結地及び受入避難所への職員派遣</li> <li>・受入避難所の開設状況及び広域避難者の受入状況等の集約</li> </ul>

③ 受入避難所の運営

大規模噴火が想定される際の避難所の運営に係る基本的な考え方や関係機関の対応を次に示す。

ア 基本的な考え方

避難所の運営は、原則として避難実施市町村の職員及び自治会・町会等の地縁組織等が行う。

但し、避難初期において運営体制が整わない場合、広域避難者の受入市町村が地域防災計画や避難所運営マニュアル等に従い、円滑な避難所運営ができるようにする。なお、避難所の運営に当たり、生活環境を確保するため、避難者の安全やプライバシーの確保、ペット対策等にも配慮する。

表 避難所の運営に係る基本的な考え方

運営に係る事項	基本的な考え方
開設期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数（7日間）を基本とし、可能な限り、短期間とすることが前提であるが、火山災害の場合、火山活動や火砕流等による土地の被覆等の被害状況に応じて開設期間の延長にも柔軟に対応する必要がある。</li> <li>・ 開設期間を延長する場合は、避難実施市町村は、県及び受入市町村と協議し、県は、内閣総理大臣との協議により同意を得る必要がある。</li> </ul>
駐車場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画では自家用車等による避難を基本としているため、避難の際には大量の車両により避難所等の駐車スペースが不足するおそれがある。県、避難実施市町村及び受入市町村は、必要に応じてその他の公共施設や民間施設にある駐車場の活用を検討するなど、駐車スペースの確保に努める。</li> </ul>
受入避難所の運営に係る費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受入避難所の運営に係る費用は、避難実施市町村が負担する。原則として、受入市町村が立替払いした費用を、後日、避難実施市町村が受入市町村に支払う。具体的な支払方法は、関係する市町村（県外避難の場合は県も交えて）が調整して決定する。</li> </ul>

#### ④ 自主避難者の受入

大規模噴火が想定される際の自主避難者の受入に係る基本的な考え方や関係機関の対応を次に示す。

##### ア 基本的な考え方

本計画では、避難情報の発令前に避難所以外の場所、例えば親戚・知人宅及び宿泊施設等へ自らの意思で避難する者を、自主避難者とする。

自主避難は、避難者数が大量であることや、避難情報の発令後の渋滞等の避難に係る各種課題を縮減する避難方法の一つであるため、市町村ごとに必要に応じて自主避難の呼びかけを実施することを検討することができる。

一方で、自主避難は、受入避難所での受入準備ができていない、本来の避難先でない市町村の避難所への避難者が出るなどの課題も想定される。そのため、自主避難を促す際には、必要な情報を広報するとともに、自主避難者が受入避難所に避難してきた場合は、広域避難者の受入市町村が親戚・知人宅及び宿泊施設等へ避難するように勧める。また、避難実施市町村は、平常時から住民に対し自主避難の考え方について周知する。

### 3 今後の検討すべき課題

#### 【作成方針】

- ・ 今年度の調査で、十数万人もの住民等の広域避難の必要性が明らかとなった。これを受けて、広域避難計画の策定及び、その精度を高めるための具体的な対策等を、既存の広域避難計画の事例等も参考にしながら、浅間山火山防災協議会で協議をしながら追記していく。

#### 【記載例 ※当該業務での調査事項を表記】

既存広域避難計画事例等も踏まえ、今後検討すべき広域避難対策の具体（又は、次年度以降の目次への追記事項案）として、次の事項が挙げられる。

- ・ 広域避難者の受入先
- ・ 警戒区域の設定
- ・ 広域避難路の決定
- ・ 交通規制
- ・ 避難者の輸送
- ・ 避難行動要支援者への避難支援
- ・ 住民の安否確認
- ・ 避難所の開設・運営
- ・ 避難長期化対策（一時帰宅措置※、被災者への住宅供給※）
- ・ 家畜避難
- ・ 大量の火山灰等の火山噴出物の処分や再利用
- ・ 大規模噴火のハザードマップ影響下にある浅間山火山防災協議会以外の周辺地方公共団体（他県をも含む）との調整
- ・ 計画の進捗管理
- ・ 付録 用語集 等

以上